

○鯖江・丹生消防組合消防署の組織に関する規程

昭和54年3月30日

消防本部訓令第1号

平成7年3月から改正経過を注記

鯖江・丹生消防組合消防署の組織に関する規程(昭和44年消防本部訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合の消防署(以下「消防署」という。)の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平19消本訓令3・一部改正)

(組織)

第2条 消防署に次の課ならびに分署および分遣所を置く。

庶務課

防火指導課

消防第一課

消防第二課

2 分署および分遣所の名称および位置は別表第1のとおりとする。

(平7消本訓令1・平11消本訓令1・平21消本訓令1・平22消本訓令4・平26消本訓令1・令7消本訓令2・一部改正)

(分掌事務)

第3条 消防署の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(消防署長)

第4条 消防署の長は、消防署長(以下「署長」という。)とする。

(職の設置)

第5条 消防署に副署長を置く。

2 課に課長、主幹、参事、課長補佐、主任その他必要な職員を置く。

3 分署に分署長、副分署長、参事、分署長補佐、主任その他必要な職員を置く。

4 分遣所に所長、所長補佐、主任その他必要な職員を置く。

(平11消本訓令1・平13消本訓令1・平17消本訓令2・平20消本訓令1・平21消本訓令1・平23消本訓令1・平24消本訓令3・令2消本訓令2・令4消本訓令1・令6消本訓令1・令7消本訓令2・一部改正)

(職と階級)

第6条 署長は、消防司令長の階級にある者を充てる。

2 副署長は、消防司令長の階級にある者を充てる。

3 課長、主幹は、消防司令長または消防司令の階級にある者を充てる。

4 分署長は、消防司令長の階級にある者を充てる。

5 参事、副分署長および分遣所長は、消防司令の階級にある者を充てる。

6 課長補佐、分署長補佐および所長補佐は、消防司令の階級にある者を充てる。

7 主任は、消防司令補の階級にある者を充てる。

(平7消本訓令1・平11消本訓令1・平13消本訓令1・平17消本訓令2・平20消本訓令1・平21消本訓令1・平23消本訓令1・平24消本訓令3・平30消本訓令3・令2消本訓令2・令4消本訓令1・令6消本訓令1・令7消本訓令2・一部改正)

(職務の内容)

第7条 署長は、上司の命を受け管轄区域内における消防事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副署長は、署長を補佐し、署長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 課長、主幹および参事は、上司の命を受け分掌事務を掌理し、課員を指揮監督する。

4 分署長は、上司の命を受け担当区域内における分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副分署長および分遣所長は、上司の命を受け担当区域内における分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副分署長は、分署長を補佐し、その分掌事務を処理する。

7 課長補佐、分署長補佐および所長補佐は、上司の命を受け、その分掌事務を処理する。

8 主任は、上司の命を受け分掌事務を処理する。

(平7消本訓令1・平11消本訓令1・平13消本訓令1・平17消本訓令2・平20消本訓令1・平21消本訓令1・平23消本訓令1・平24消本訓令3・令2消本訓令2・令4消本訓令1・令6消本訓令1・令7消本訓令2・一部改正)

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年消防本部訓令第1号)

この規程は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年消防本部訓令第1号)

この規程は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年消防本部訓令第1号)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年消防本部訓令第2号)

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成元年消防本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年消防本部訓令第4号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年消防本部訓令第6号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成10年2月5日から施行する。

附 則(平成11年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年消防本部訓令第7号)

この訓令は、平成16年12月13日から施行する。

附 則(平成16年消防本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年消防本部訓令第2号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年消防本部訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年消防本部訓令第4号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年消防本部訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年消防本部訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年消防本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年消防本部訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年消防本部訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年消防本部訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (平21消本訓令1・全改、令7消本訓令2・一部改正)

名称	位置
----	----

鯖江・丹生消防組合消防署丹生分署	丹生郡越前町下河原第25号13番地1
鯖江・丹生消防組合消防署北中山分遣所	鯖江市川島町66字21番地の3
鯖江・丹生消防組合消防署朝日分遣所	丹生郡越前町内郡第14号14番地
鯖江・丹生消防組合消防署越前分遣所	丹生郡越前町道口第9号42番地

別表第2

(平20消本訓令1・全改、平21消本訓令1・平22消本訓令4・平23消本訓令1・平26消本訓令1・平30消本訓令3・令3消本訓令7・令7消本訓令2・一部改正)

課	分掌事務
庶務課	1 消防協会および消防団に關すること。
	2 公印の管守に關すること。
	3 予算の執行管理に關すること。
	4 儀式および消防表彰に關すること。
	5 消防団員の任免、公務災害、表彰、その他身分に關すること。
	6 消防団員の教養および安全管理に關すること。
	7 署文書の收受、保存および廃棄に關すること。
	8 消防職員の勤務計画に關すること。
	9 備品の管理、保全に關すること。
	10 署、所の運営に關すること。
	11 他の課に属しないこと。
防火指導課	1 消防用設備等に關すること。
	2 建築確認の同意に關すること。
	3 火災予防に係る各種届出に關すること。
	4 火災予防対策に關すること。
	5 予防広報に關すること。
	6 事業所等に対する防火訓練指導に關すること。
	7 防火対象物の立入検査および防火指導に關すること。
	8 少量危険物、指定可燃物に關すること。
	9 液化石油ガスその他の高压ガスに關すること。
	10 火災の原因および損害の調査に關すること。
	11 消防法令違反の是正に關すること。
	12 違反対象物の公表に關すること。
	13 住宅防火に關すること。
	14 防災規制に關すること。
消防第一課・ 消防第二課・ 分署・ 分遣所	1 消防職員の勤務計画に關すること。
	2 公印の管守に關すること。
	3 備品の管理、保全に關すること。
	4 文書の收受、保存および廃棄に關すること。
	5 消防団に關すること。
	6 自主防災組織等の育成指導に關すること。
	7 火災予防対策に關すること。
	8 防火対象物の立入検査および防火指導に關すること。
	9 火災予防に係る各種届出に關すること。
	10 火災の原因および損害の調査に關すること。
	11 防火協会に關すること。
	12 警防活動、訓練および調査に關すること。
	13 警防機械器具および消防資機材の維持管理に關すること。
	14 車両の維持管理に關すること。

	15	消防用ドローンの運用および維持管理に関すること。
	16	消防水利の維持管理に関すること。
	17	救急、救助の事務に関すること。
	18	救急技術の向上および指導に関すること。
	19	応急手当の普及および指導に関すること。
	20	通信機器の運用および維持管理に関すること。
	21	消防職員の教育訓練に関すること
	22	安全管理に関すること。